

令和 5 年度
第 5 回
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和 5 年 8 月 2 4 日（木） 午前 1 0 時

会 場 盛岡第 2 合同庁舎 3 階共用会議室

岩 手 労 働 局

一 次 第 一

開 会

1 議 題

- (1) 岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見
に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申）
- (2) 特別小委員会における審議結果報告について
- (3) 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（審
議、採決及び答申）
- (4) 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
- (5) 特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について
- (6) その他

2 その他

閉 会

令和5年度 第5回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和5年8月24日（木）午前10時00分～
盛岡第2合同庁舎 3F共用会議室

区 分	氏 名	所 属 等
公益代表委員	植 村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	齋 藤 信 之	元 岩手県労働委員会 事務局長
	細 田 清	岩手日報社論説委員会 副委員長
	丸 山 仁	岩手大学 教授
	渡 部 あさみ	岩手大学 准教授
労働者代表委員	小 菅 孝 広	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	小 林 齊	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正 人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	原 利 光	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	山 田 清 秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	菊 池 透	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	熊 谷 敏 裕	岩手県商工会連合会 専務理事
	瀬 川 浩 昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤 田 芳 男	岩手県経営者協会 専務理事
	松 川 顕	盛岡ガス 常務取締役

五十音順

【 事 務 局 】

所 属 等		役 職	氏 名
岩手労働局		局 長	栗 村 勝 行
	労働基準部	労 働 基 準 部 長	市 川 雄 三
		賃 金 室 長	境 澤 淳
		賃 金 室 長 補 佐	五十嵐 由佳子

審 議 会 資 料 一 覧

資料 No. 1 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料 No. 2 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料 No. 3 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料 No. 4 岩手県百貨店、総合スーパーの最低賃金の改正決定を求める申出書

資料 No. 5 岩手県自動車小売業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料 No. 6 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果

資料 No. 7 岩手地方最低賃金審議会の答申に関する異議申出書（一般社団法人岩手県タクシー協会 5.8.10）

資料 No. 8 先に公示された「岩手県最低賃金の改定に関する岩手県地方最低賃金審議会の答申」について、異議申出書（共生ユニオンいわて 5.8.20）

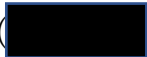
資料 No. 9 岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議
申出書（岩手県労働組合連合会 5.8.23）

資料 No. 10 岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議
申出書（岩手県地域労働組合 5.8.23）

資料 No. 11 岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議
申出書（いわて非正規労働者センター 5.8.23）

資料 No. 12 岩手県最低賃金の改正決定に対する異議申出書（岩手県農
業協同組合労働組合 5.8.18）

資料 No. 13 2023年度岩手地方最低賃金の改正決定に対する異議申
出（岩手県医療労働組合連合会 5.8.23）

資料 No. 14 岩手県最低賃金の改正決定について（ 5.8.18）

資料 No. 15 2023年度岩手地方最低賃金改定についての要請（岩手
県労働組合連合会ほか 5.8.23）

資料 No. 16 岩手地方の最低賃金を直ちに 1500 円以上引き上げ、地域
間格差の解消を求める請願署名（岩手県労働組合連合会
5.8.23） 873 筆

資料 No. 17 令和5年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）

2023年 7月 27日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

岩手県釜石市 15
基幹 4
電話 3018

岩手県北上市 7
J A M 連
会
電話 09

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行うことに合意し下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

岩手県において、鉄鋼業E22(2211、2251、2252、2291、2293、2299は除く)、金属線製品E247、その他の金属製品製造業E249を営む使用者に使用される労働者1,563名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2.の最低賃金の改正決定を求めるものである。なお、最低賃金金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

岩手県内組織労働者の最低賃金の労働協約を未組織労働者に拡張適用させ、賃金の最低額を保障することによる労働条件の向上を目的とする労働協約ケースでの申し出であり、申し出要件である賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が3分の1以上(協約率は、602名÷1,563名×100=38.5%)に達していることから法定最低賃金の改正を求めるものである。

労働協約上の賃金の最も低い額	966円/時間額
現在適用されている法定最低賃金	908円/時間額



5. 添付書類

- ① 労使の最低賃金に関する協定書(写)
- ② 申請に関する合意および申請代表者に対する委任書
- ③ 岩手県における鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業の適用使用者と適用労働者の概数

2023年7月31日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

岩手県北
J A M 青
会 長 佐々木

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正決定を下記のとおり申し出る。

記

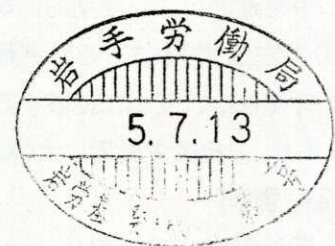
- 1 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
岩手県において、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業を営む使用者に使用される労働者 2,147名
- 2 改正決定を申し出る最低賃金の件名
岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
- 3 申し出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求めるものである。
- 4 申し出の理由
申し出ケースは、申し出産業における事業の公正な競争を確保することを目的として、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上（912名÷2,147名×100=42.4%）の合意をもって法定最低賃金の金額改正が必要であることを求めるものである。

現在適用されている法定最低賃金 886円/時間額

- 5 添付書類
 - ① 岩手県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の適用使用者と適用労働者の概況
 - ② 岩手地方産業別最低賃金公正競争ケース疎明資料
 - ③ 最低賃金改定申請に関する決議書
 - ④ 申請に関する申請代表者に対する委任書



申 出 書



全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会

岩 手 地 域 協 議 会

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岩手県内において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者12,071名。

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金。

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

- (1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1の合意をもって、法定最低賃金の金額改正を求めるものである。
- (2) 申し出産業は、販売額、労働者数などから見ても、県内の賃金秩序に与える影響が大きいだけではなく、雇用、消費などの地域経済においても重要性をもつこと。また、本産業で働く全ての労働者、とくに非正規労働者を含む中小零細規模事業所に働く未組織労働者の賃金の底支えに大きな役割を果たし、事業の公正競争を確保し、中・長期的に電機産業の発展と雇用安定に大きく寄与するものと確信している。
- (3) 現在適用されている法定最低賃金額＝877 円/h は全国下位に位置している。岩手のものづくり産業に働く仲間として、そこに従事する労使ともに生産性向上への取り組みが、県内企業の発展へ大きく寄与するものであり、未組織労働者の大幅な賃金改善が必要であると考えます。

5. 添付資料

添付資料1. 岩手県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数。

添付資料2. 賃金の最低額に関する労使協定、覚書。

添付資料3. 最低賃金金額改正の必要性の決議書。

添付資料4. 申出代表者に対する合意委任書。

6. 疎明資料

- ①産業別・企業規模別・男女別現金給与、所定内給与額の格差一覧表。
- ②短時間パート労働者の1時間あたり所定内給与額。
- ③事業所別18歳最低賃金と岩手県電気機械器具製造業との賃金格差一覧。
- ④全国電気機械器具製造業最低賃金推移表。

以上

令和5年7月25日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

U A
支

支部
清

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を求めることを下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

岩手県において、百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者 3,117 名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金

3. 申出の内容

上記2. の最低賃金の改正決定を求めるものである。最低賃金額については、最低賃金法第15条2項に基づく岩手県地方最低賃金審議会の決定によるものとする。

4. 申出の理由

岩手県内の組織労働者の最低賃金の労働協約を未組織労働者に拡張適用させ、労働条件の向上を目的とする労働協約ケースによる申し出であり、申し出要件となる賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が基幹的労働者の3分の1以上に達していることから法定最低賃金の改正を求めるものである。

労働協約上の最低賃金の最も低い額 904円

現在適用されている法定最低賃金 岩手県最低賃金854円

(百貨店、総合スーパー特定最賃800円)

5. 最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲

岩手県において、百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満および65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6か月未満の者であつて、技能習得中の労働者
- (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する労働者



2023年7月31日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

自動車総連岩手地方協議会
議長 豊嶋 昌勝

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、岩手県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岩手県において自動車小売業(除く二輪自動車小売業)を営む使用者に使用される労働者
5, 439名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

岩手県自動車小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改定を求める。尚、最低賃金は最低賃金法第15条の2に基づく岩手県地方最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の決定を求めるものである。

(2) 申し出産業は労働者数、販売額からみて地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく雇用、消費等地域経済においても重要な役割をはたしている。

(3) 現在適用されている法定最低賃金 = 903円/時間

5. 添付書類

(1) 労使協定の写し

(2) 機関決定の写し

(3) 申し出合意書及び委任状

(4) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面

(5) 疎明資料

以上



令和5年最低賃金に関する基礎調査結果

〈調査の概要〉

1 調査の地域

岩手県内

2 調査の対象

- (1) 岩手県最低賃金と特定(産業別)産業別最低賃金とでは、別々の調査対象事業所を選定している。
- (2) 製造業及び情報通信業のうち新聞業及び出版業については、常用労働者100人未満を雇用している事業所。
- (3) 卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）については、常用労働者30人未満を雇用している事業所。
なお、小売業のうち各種商品小売業は1人以上、百貨店、総合スーパーについては、50人以上の事業所を対象としている。

3 調査事業所

調査対象1,699事業所 有効集計事業所955事業所（9,745人）

回収率56.2%（調査結果については、復元処理を行っている。）

※特定最賃が設定されている産業ごとに結果精度を担保できるよう調査対象事業所数を厚生労働省が設計。

4 調査対象期日

令和5年6月1日現在

5 調査事項

(1) 事業所に関する事項

主要な生産品の名称又は事業の内容、事業所の労働者数

(2) 労働者に関する事項

性、就業形態、年齢、勤続年数、職種又は仕事の内容、賃金形態、基本給額、諸手当、月間所定労働日数、1日の所定労働時間数

6 調査方法

調査対象事業所の事業主に対し、調査票を郵送配付し、郵送又はオンラインによる調査を行った。

令和5年 最低賃金に関する基礎調査地区割表

県北

久慈市 二戸市
野田村 普代村
洋野町 軽米町
九戸村 一戸町

県央

盛岡市 滝沢市
八幡平市
雫石町 葛巻町
岩手町
紫波町 矢巾町

県南

花巻市 北上市
奥州市 一関市
遠野市
西和賀町 金ヶ崎町
平泉町

沿岸

宮古市 釜石市
大船渡市 陸前高田市
住田町
大槌町 山田町
岩泉町 田野畑村



総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別）

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			地域別			
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	県北	県央	県南	沿岸
計	685	42	289	354		75	486	124
円	16	2	3	11			16	
- 907	(2.3)	(4.2)	(1.1)	(3.1)			(3.3)	
908 - 908	18 (2.6)	4 (8.4)	3 (1.1)	11 (3.1)			18 (3.7)	
909 - 909	18 (2.6)	4 (8.4)	3 (1.1)	11 (3.1)			18 (3.7)	
910 - 910	18 (2.6)	4 (8.4)	3 (1.1)	11 (3.1)			18 (3.7)	
911 - 911	18 (2.6)	4 (8.4)	3 (1.1)	11 (3.1)			18 (3.7)	
912 - 912	18 (2.6)	4 (8.4)	3 (1.1)	11 (3.1)			18 (3.7)	
913 - 913	18 (2.6)	4 (8.4)	3 (1.1)	11 (3.1)			18 (3.7)	
914 - 914	18 (2.6)	4 (8.4)	3 (1.1)	11 (3.1)			18 (3.7)	
915 - 915	18 (2.6)	4 (8.4)	3 (1.1)	11 (3.1)			18 (3.7)	
916 - 916	18 (2.6)	4 (8.4)	3 (1.1)	11 (3.1)			18 (3.7)	
917 - 917	18 (2.6)	4 (8.4)	3 (1.1)	11 (3.1)			18 (3.7)	
918 - 918	18 (2.6)	4 (8.4)	3 (1.1)	11 (3.1)			18 (3.7)	
919 - 919	18 (2.6)	4 (8.4)	3 (1.1)	11 (3.1)			18 (3.7)	
920 - 920	18 (2.6)	4 (8.4)	3 (1.1)	11 (3.1)			18 (3.7)	
921 - 921	18 (2.6)	4 (8.4)	3 (1.1)	11 (3.1)			18 (3.7)	
922 - 922	19 (2.8)	4 (8.4)	4 (1.5)	11 (3.1)			19 (3.9)	
923 - 923	19 (2.8)	4 (8.4)	4 (1.5)	11 (3.1)			19 (3.9)	
924 - 924	19 (2.8)	4 (8.4)	4 (1.5)	11 (3.1)			19 (3.9)	
925 - 925	19 (2.8)	4 (8.4)	4 (1.5)	11 (3.1)			19 (3.9)	
926 - 926	21 (3.1)	4 (8.4)	4 (1.5)	13 (3.8)			21 (4.3)	
927 927	21 (3.1)	4 (8.4)	4 (1.5)	13 (3.8)			21 (4.3)	
928 928	21 (3.1)	4 (8.4)	4 (1.5)	13 (3.8)			21 (4.3)	
929 929	21 (3.1)	4 (8.4)	4 (1.5)	13 (3.8)			21 (4.3)	
930 930	21 (3.1)	4 (8.4)	4 (1.5)	13 (3.8)			21 (4.3)	
931 931	21 (3.1)	4 (8.4)	4 (1.5)	13 (3.8)			21 (4.3)	
932 932	21 (3.1)	4 (8.4)	4 (1.5)	13 (3.8)			21 (4.3)	
933 933	21 (3.1)	4 (8.4)	4 (1.5)	13 (3.8)			21 (4.3)	
934 934	21 (3.1)	4 (8.4)	4 (1.5)	13 (3.8)			21 (4.3)	
935 935	21 (3.1)	4 (8.4)	4 (1.5)	13 (3.8)			21 (4.3)	
936 936	25 (3.7)	5 (12.7)	4 (1.5)	16 (4.4)			25 (5.2)	
937 937	25 (3.7)	5 (12.7)	4 (1.5)	16 (4.4)			25 (5.2)	
938 938	27 (4.0)	5 (12.7)	4 (1.5)	18 (5.0)			27 (5.6)	
939 939	27 (4.0)	5 (12.7)	4 (1.5)	18 (5.0)			27 (5.6)	
940 940	27 (4.0)	5 (12.7)	4 (1.5)	18 (5.0)			27 (5.6)	
941 941	27 (4.0)	5 (12.7)	4 (1.5)	18 (5.0)			27 (5.6)	
942 942	27 (4.0)	5 (12.7)	4 (1.5)	18 (5.0)			27 (5.6)	
943 943	27 (4.0)	5 (12.7)	4 (1.5)	18 (5.0)			27 (5.6)	

944	944	27 (4.0)	5 (12.7)	4 (1.5)	18 (5.0)			27 (5.6)	
945	945	27 (4.0)	5 (12.7)	4 (1.5)	18 (5.0)			27 (5.6)	
946	946	27 (4.0)	5 (12.7)	4 (1.5)	18 (5.0)			27 (5.6)	
947	947	28 (4.1)	5 (12.7)	5 (1.8)	18 (5.0)			28 (5.8)	
948	948	28 (4.1)	5 (12.7)	5 (1.8)	18 (5.0)			28 (5.8)	
949	949	32 (4.6)	5 (12.7)	6 (2.2)	20 (5.7)			32 (6.5)	
950	950	32 (4.6)	5 (12.7)	6 (2.2)	20 (5.7)			32 (6.5)	
951	951	32 (4.6)	5 (12.7)	6 (2.2)	20 (5.7)			32 (6.5)	
952	952	34 (5.0)	5 (12.7)	6 (2.2)	22 (6.3)			34 (7.0)	
953	953	34 (5.0)	5 (12.7)	6 (2.2)	22 (6.3)			34 (7.0)	
954	954	34 (5.0)	5 (12.7)	6 (2.2)	22 (6.3)			34 (7.0)	
955	955	34 (5.0)	5 (12.7)	6 (2.2)	22 (6.3)			34 (7.0)	
956	956	34 (5.0)	5 (12.7)	6 (2.2)	22 (6.3)			34 (7.0)	
957	957	34 (5.0)	5 (12.7)	6 (2.2)	22 (6.3)			34 (7.0)	
958	958	34 (5.0)	5 (12.7)	6 (2.2)	22 (6.3)			34 (7.0)	
959	959	34 (5.0)	5 (12.7)	6 (2.2)	22 (6.3)			34 (7.0)	
960	969	36 (5.3)	5 (12.7)	6 (2.2)	24 (6.9)			36 (7.4)	
970	979	39 (5.8)	5 (12.7)	7 (2.6)	27 (7.5)			39 (8.1)	
980	989	45 (6.6)	5 (12.7)	11 (3.7)	29 (8.2)			45 (9.2)	
990	999	47 (6.9)	6 (15.0)	12 (4.1)	29 (8.2)			46 (9.4)	1 (0.8)
1000	1009	55 (8.0)	10 (23.5)	16 (5.6)	29 (8.2)		4 (6.0)	49 (10.2)	1 (0.8)
1010	1019	56 (8.2)	10 (23.5)	17 (6.0)	29 (8.2)		4 (6.0)	51 (10.4)	1 (0.8)
1020	1029	57 (8.3)	10 (23.5)	18 (6.3)	29 (8.2)		4 (6.0)	52 (10.6)	1 (0.8)
1030	1039	60 (8.8)	10 (23.5)	19 (6.7)	31 (8.8)		4 (6.0)	55 (11.3)	1 (0.8)
1040	1049	64 (9.3)	10 (23.5)	23 (8.0)	31 (8.8)		6 (8.0)	57 (11.7)	1 (0.8)
1050	1059	72 (10.6)	12 (27.7)	23 (8.0)	38 (10.7)		6 (8.0)	65 (13.5)	1 (0.8)
1060	1069	76 (11.1)	12 (27.7)	24 (8.3)	40 (11.3)		6 (8.0)	69 (14.1)	1 (0.8)
1070	1079	80 (11.6)	13 (31.9)	24 (8.3)	42 (11.9)		6 (8.0)	73 (15.0)	1 (0.8)
1080	1089	83 (12.1)	13 (31.9)	25 (8.7)	45 (12.6)		6 (8.0)	76 (15.6)	1 (0.8)
1090	1099	93 (13.6)	13 (31.9)	26 (9.1)	53 (15.1)		6 (8.0)	86 (17.7)	1 (0.8)
1100	1199	208 (30.3)	15 (36.1)	68 (23.5)	125 (35.2)		21 (28.0)	174 (35.7)	13 (10.5)
1200	1299	279 (40.7)	20 (48.8)	105 (36.4)	154 (43.4)		28 (38.0)	230 (47.4)	21 (16.5)
1300	1399	382 (55.8)	22 (53.0)	162 (56.1)	198 (55.9)		37 (50.0)	305 (62.7)	40 (32.3)
1400	1499	451 (65.9)	24 (57.8)	204 (70.7)	223 (62.8)		51 (68.0)	351 (72.2)	50 (40.0)
1500		685 (100.0)	42 (100.0)	289 (100.0)	354 (100.0)		75 (100.0)	486 (100.0)	124 (100.0)
月平均賃金額		249,033	231,665	253,179	247,703		261,384	240,348	275,626
時間当平均賃金額		1,428	1,429	1,428	1,427		1,443	1,375	1,627
月一人当たり労働時間数		175	163	177	174		181	175	170
第1・20分位数		962	908	1,000	938		1,005	936	1,101
第1・10分位数		1,054	936	1,100	1,054		1,120	1,007	1,166
第1・4分位数		1,166	1,050	1,201	1,145		1,171	1,131	1,300
中位数		1,350	1,304	1,359	1,337		1,386	1,313	1,536
四分位偏差係数		0.1542	0.2698	0.1181	0.1785		0.1265	0.1489	0.1806

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別）

令和5年

総括表（光学機械器具・レンズ・時計・同部品製造業）

就業形態：全て(産別適用除外除く)

886円

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			地域別			
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	県北	県央	県南	沿岸
計	460	18	190	252		30	410	20
円 - 885	43 (9.4)		14 (7.4)	29 (11.6)		5 (14.9)	39 (9.5)	
886 - 886	81 (17.5)		22 (11.6)	59 (23.3)		5 (14.9)	76 (18.6)	
887 - 887	81 (17.5)		22 (11.6)	59 (23.3)		5 (14.9)	76 (18.6)	
888 - 888	81 (17.5)		22 (11.6)	59 (23.3)		5 (14.9)	76 (18.6)	
889 - 889	81 (17.5)		22 (11.6)	59 (23.3)		5 (14.9)	76 (18.6)	
890 - 890	81 (17.5)		22 (11.6)	59 (23.3)		5 (14.9)	76 (18.6)	
891 - 891	81 (17.5)		22 (11.6)	59 (23.3)		5 (14.9)	76 (18.6)	
892 - 892	81 (17.5)		22 (11.6)	59 (23.3)		5 (14.9)	76 (18.6)	
893 - 893	81 (17.5)		22 (11.6)	59 (23.3)		5 (14.9)	76 (18.6)	
894 - 894	81 (17.5)		22 (11.6)	59 (23.3)		5 (14.9)	76 (18.6)	
895 - 895	81 (17.5)		22 (11.6)	59 (23.3)		5 (14.9)	76 (18.6)	
896 - 896	87 (18.8)		22 (11.6)	65 (25.6)		5 (14.9)	82 (20.0)	
897 - 897	87 (18.8)		22 (11.6)	65 (25.6)		5 (14.9)	82 (20.0)	
898 - 898	87 (18.8)		22 (11.6)	65 (25.6)		5 (14.9)	82 (20.0)	
899 - 899	87 (18.8)		22 (11.6)	65 (25.6)		5 (14.9)	82 (20.0)	
900 - 900	99 (21.5)		25 (13.0)	74 (29.5)		5 (14.9)	93 (22.8)	1 (5.0)
901 - 901	100 (21.7)		26 (13.6)	74 (29.5)		6 (18.7)	93 (22.8)	1 (5.0)
902 - 902	100 (21.7)		26 (13.6)	74 (29.5)		6 (18.7)	93 (22.8)	1 (5.0)
903 - 903	102 (22.2)		26 (13.6)	76 (30.2)		6 (18.7)	95 (23.3)	1 (5.0)
904 - 904	108 (23.4)		29 (15.4)	78 (31.0)		6 (18.7)	100 (24.4)	2 (10.0)
905	108 (23.4)		29 (15.4)	78 (31.0)		6 (18.7)	100 (24.4)	2 (10.0)
906	108 (23.4)		29 (15.4)	78 (31.0)		6 (18.7)	100 (24.4)	2 (10.0)
907	111 (24.0)		30 (16.0)	80 (31.8)		7 (22.4)	102 (24.9)	2 (10.0)
908	111 (24.0)		30 (16.0)	80 (31.8)		7 (22.4)	102 (24.9)	2 (10.0)
909	111 (24.0)		30 (16.0)	80 (31.8)		7 (22.4)	102 (24.9)	2 (10.0)
910	118 (25.5)		31 (16.6)	86 (34.1)		7 (22.4)	108 (26.3)	3 (15.0)
911	118 (25.5)		31 (16.6)	86 (34.1)		7 (22.4)	108 (26.3)	3 (15.0)
912	118 (25.5)		31 (16.6)	86 (34.1)		7 (22.4)	108 (26.3)	3 (15.0)
913	118 (25.5)		31 (16.6)	86 (34.1)		7 (22.4)	108 (26.3)	3 (15.0)
914	120 (26.0)		31 (16.6)	88 (34.9)		7 (22.4)	110 (26.8)	3 (15.0)
915	120 (26.0)		31 (16.6)	88 (34.9)		7 (22.4)	110 (26.8)	3 (15.0)
916	120 (26.0)		31 (16.6)	88 (34.9)		7 (22.4)	110 (26.8)	3 (15.0)
917	120 (26.0)		31 (16.6)	88 (34.9)		7 (22.4)	110 (26.8)	3 (15.0)
918	121 (26.2)		33 (17.2)	88 (34.9)		8 (26.1)	110 (26.8)	3 (15.0)
919	121 (26.2)		33 (17.2)	88 (34.9)		8 (26.1)	110 (26.8)	3 (15.0)

時間当り所定内賃金額 (３手当を除く)	合計	規模別			地域別			
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	県北	県央	県南	沿岸
	122		34	88		9	110	3
920	920	(26.5)	(17.8)	(34.9)		(29.9)	(26.8)	(15.0)
	124		36	88		9	112	3
921	921	(26.9)	(18.8)	(34.9)		(29.9)	(27.3)	(15.0)
	126		36	90		9	114	3
922	922	(27.3)	(18.8)	(35.7)		(29.9)	(27.7)	(15.0)
	126		36	90		9	114	3
923	923	(27.3)	(18.8)	(35.7)		(29.9)	(27.7)	(15.0)
	127		37	90		10	114	3
924	924	(27.6)	(19.4)	(35.7)		(33.6)	(27.7)	(15.0)
	128		38	90		10	114	4
925	925	(27.8)	(19.9)	(35.7)		(33.6)	(27.7)	(20.0)
	128		38	90		10	114	4
926	926	(27.8)	(19.9)	(35.7)		(33.6)	(27.7)	(20.0)
	128		38	90		10	114	4
927	927	(27.8)	(19.9)	(35.7)		(33.6)	(27.7)	(20.0)
	128		38	90		10	114	4
928	928	(27.8)	(19.9)	(35.7)		(33.6)	(27.7)	(20.0)
	128		38	90		10	114	4
929	929	(27.8)	(19.9)	(35.7)		(33.6)	(27.7)	(20.0)
	132		38	94		10	118	4
930	930	(28.6)	(19.9)	(37.2)		(33.6)	(28.7)	(20.0)
	132		38	94		10	118	4
931	931	(28.6)	(19.9)	(37.2)		(33.6)	(28.7)	(20.0)
	132		38	94		10	118	4
932	932	(28.6)	(19.9)	(37.2)		(33.6)	(28.7)	(20.0)
	132		38	94		10	118	4
933	933	(28.6)	(19.9)	(37.2)		(33.6)	(28.7)	(20.0)
	132		38	94		10	118	4
934	934	(28.6)	(19.9)	(37.2)		(33.6)	(28.7)	(20.0)
	132		38	94		10	118	4
935	935	(28.6)	(19.9)	(37.2)		(33.6)	(28.7)	(20.0)
	136		40	96		12	120	4
936	936	(29.5)	(21.1)	(38.0)		(41.1)	(29.2)	(20.0)
	136		40	96		12	120	4
937	939	(29.5)	(21.1)	(38.0)		(41.1)	(29.2)	(20.0)
	161	1	61	100		14	131	17
940	949	(35.1)	(5.6)	(31.9)		(44.8)	(31.9)	(85.0)
	174	1	62	112		14	144	17
950	959	(37.8)	(5.6)	(32.4)		(44.8)	(35.0)	(85.0)
	183	1	67	115		15	152	17
960	969	(39.8)	(5.6)	(35.2)		(48.6)	(37.0)	(85.0)
	186	1	69	115		15	153	18
970	979	(40.4)	(5.6)	(36.6)		(48.6)	(37.4)	(90.0)
	194	1	73	119		16	159	19
980	989	(42.0)	(5.6)	(38.5)		(52.3)	(38.7)	(95.0)
	207	1	84	121		16	172	19
990	999	(44.9)	(5.6)	(44.4)		(52.3)	(41.9)	(95.0)
	265	4	101	160		20	226	19
1000	1099	(57.6)	(22.2)	(53.1)		(66.4)	(55.2)	(95.0)
	303	6	113	184		22	261	20
1100	1199	(65.9)	(33.3)	(59.7)		(73.9)	(63.7)	(100.0)
	346	8	136	202		27	299	
1200	1299	(75.1)	(44.4)	(71.8)		(88.8)	(72.9)	
	368	9	145	213		27	321	
1300	1399	(79.9)	(50.0)	(76.5)		(88.8)	(78.2)	
	380	13	148	219		28	332	
1400	1499	(82.6)	(72.2)	(77.9)		(92.5)	(81.0)	
	460	18	190	252		30	410	
1500	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)		(100.0)	(100.0)	
月平均賃金額	190,141	243,400	200,927	178,233		191,201	192,532	139,509
時間当平均賃金額	1,209	1,402	1,298	1,128		1,110	1,229	947
月一人当たり労働時間	158	174	161	155		172	157	147
第１・２０分位数	860	940	860	860		853	860	901
第１・１０分位数	886	1,015	886	860		859	886	905
第１・４分位数	910	1,104	941	896		918	910	941
中位数	1,033	1,361	1,049	1,000		983	1,037	941
四分位偏差係数	0.1880	0.1673	0.1934	0.1571		0.1782	0.2082	0.0004

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別）

令和5年

総括表（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）

就業形態：全て(産別適用除外除く)

877円

時間当たり所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			地域別			
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	県北	県央	県南	沿岸
計	3,141	178	630	2,333	311	397	2,024	409
円	325	27	103	194	39	8	225	54
- 876	(10.3)	(15.4)	(16.4)	(8.3)	(12.5)	(1.9)	(11.1)	(13.1)
877 - 877	359 (11.4)	27 (15.4)	105 (16.6)	227 (9.7)	62 (19.8)	8 (1.9)	233 (11.5)	56 (13.8)
878 - 878	359 (11.4)	27 (15.4)	105 (16.6)	227 (9.7)	62 (19.8)	8 (1.9)	233 (11.5)	56 (13.8)
879 - 879	364 (11.6)	27 (15.4)	105 (16.6)	232 (9.9)	64 (20.6)	8 (1.9)	236 (11.7)	56 (13.8)
880 - 880	460 (14.7)	27 (15.4)	123 (19.4)	310 (13.3)	64 (20.6)	19 (4.8)	267 (13.2)	111 (27.1)
881 - 881	463 (14.7)	27 (15.4)	123 (19.4)	313 (13.4)	66 (21.3)	19 (4.8)	267 (13.2)	111 (27.1)
882 - 882	463 (14.7)	27 (15.4)	123 (19.4)	313 (13.4)	66 (21.3)	19 (4.8)	267 (13.2)	111 (27.1)
883 - 883	463 (14.7)	27 (15.4)	123 (19.4)	313 (13.4)	66 (21.3)	19 (4.8)	267 (13.2)	111 (27.1)
884 - 884	465 (14.8)	27 (15.4)	123 (19.4)	315 (13.5)	69 (22.0)	19 (4.8)	267 (13.2)	111 (27.1)
885 - 885	486 (15.5)	27 (15.4)	123 (19.4)	336 (14.4)	80 (25.7)	19 (4.8)	276 (13.7)	111 (27.1)
886 - 886	486 (15.5)	27 (15.4)	123 (19.4)	336 (14.4)	80 (25.7)	19 (4.8)	276 (13.7)	111 (27.1)
887 - 887	488 (15.5)	27 (15.4)	124 (19.7)	336 (14.4)	80 (25.7)	19 (4.8)	278 (13.7)	111 (27.1)
888 - 888	493 (15.7)	27 (15.4)	127 (20.2)	339 (14.5)	80 (25.7)	19 (4.8)	284 (14.0)	111 (27.1)
889 - 889	498 (15.9)	27 (15.4)	127 (20.2)	343 (14.7)	84 (27.2)	19 (4.8)	284 (14.0)	111 (27.1)
890 - 890	523 (16.7)	31 (17.7)	132 (21.0)	359 (15.4)	84 (27.2)	28 (7.0)	297 (14.7)	114 (27.7)
891 - 891	528 (16.8)	31 (17.7)	132 (21.0)	364 (15.6)	89 (28.6)	28 (7.0)	297 (14.7)	114 (27.7)
892 - 892	528 (16.8)	31 (17.7)	132 (21.0)	364 (15.6)	89 (28.6)	28 (7.0)	297 (14.7)	114 (27.7)
893 - 893	528 (16.8)	31 (17.7)	132 (21.0)	364 (15.6)	89 (28.6)	28 (7.0)	297 (14.7)	114 (27.7)
894 - 894	540 (17.2)	31 (17.7)	132 (21.0)	376 (16.1)	89 (28.6)	28 (7.0)	307 (15.2)	116 (28.4)
895 - 895	550 (17.5)	31 (17.7)	132 (21.0)	386 (16.5)	96 (30.8)	28 (7.0)	307 (15.2)	119 (29.1)
896 896	555 (17.7)	31 (17.7)	132 (21.0)	391 (16.7)	96 (30.8)	28 (7.0)	312 (15.4)	119 (29.1)
897 897	561 (17.9)	31 (17.7)	134 (21.3)	396 (17.0)	96 (30.8)	28 (7.0)	318 (15.7)	119 (29.1)
898 898	561 (17.9)	31 (17.7)	134 (21.3)	396 (17.0)	96 (30.8)	28 (7.0)	318 (15.7)	119 (29.1)
899 899	571 (18.2)	31 (17.7)	134 (21.3)	405 (17.4)	100 (32.3)	28 (7.0)	321 (15.9)	122 (29.7)
900 900	637 (20.3)	33 (18.8)	194 (30.7)	410 (17.6)	103 (33.0)	29 (7.3)	369 (18.2)	136 (33.3)
901 901	647 (20.6)	33 (18.8)	194 (30.7)	420 (18.0)	103 (33.0)	29 (7.3)	379 (18.7)	136 (33.3)
902 902	647 (20.6)	33 (18.8)	194 (30.7)	420 (18.0)	103 (33.0)	29 (7.3)	379 (18.7)	136 (33.3)
903 903	659 (21.0)	33 (18.8)	194 (30.7)	432 (18.5)	107 (34.5)	29 (7.3)	386 (19.1)	136 (33.3)
904 904	659 (21.0)	33 (18.8)	194 (30.7)	432 (18.5)	107 (34.5)	29 (7.3)	386 (19.1)	136 (33.3)
905 905	671 (21.3)	36 (20.0)	194 (30.7)	441 (18.9)	112 (36.0)	29 (7.3)	391 (19.3)	139 (33.9)
906 906	675 (21.5)	36 (20.0)	194 (30.7)	446 (19.1)	112 (36.0)	29 (7.3)	396 (19.5)	139 (33.9)
907 907	675 (21.5)	36 (20.0)	194 (30.7)	446 (19.1)	112 (36.0)	29 (7.3)	396 (19.5)	139 (33.9)
908 908	678 (21.6)	36 (20.0)	194 (30.7)	448 (19.2)	114 (36.7)	29 (7.3)	396 (19.5)	139 (33.9)
909 909	680 (21.7)	36 (20.0)	194 (30.7)	451 (19.3)	114 (36.7)	29 (7.3)	396 (19.5)	142 (34.6)
910 910	703 (22.4)	36 (20.0)	204 (32.4)	463 (19.9)	116 (37.4)	29 (7.3)	416 (20.5)	142 (34.6)

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			地域別			
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	県北	県央	県南	沿岸
	711	36	206	470	123	29	417	142
911	911	(22.6)	(20.0)	(20.2)	(39.6)	(7.3)	(20.6)	(34.6)
	711	36	206	470	123	29	417	142
912	912	(22.6)	(20.0)	(20.2)	(39.6)	(7.3)	(20.6)	(34.6)
	714	36	206	473	123	29	420	142
913	913	(22.7)	(20.0)	(20.3)	(39.6)	(7.3)	(20.7)	(34.6)
	721	36	206	479	130	29	420	142
914	914	(22.9)	(20.0)	(20.5)	(41.8)	(7.3)	(20.7)	(34.6)
	726	36	206	484	132	29	420	144
915	915	(23.1)	(20.0)	(20.8)	(42.6)	(7.3)	(20.7)	(35.3)
	728	36	206	487	135	29	420	144
916	916	(23.2)	(20.0)	(20.9)	(43.3)	(7.3)	(20.7)	(35.3)
	730	36	206	489	135	29	422	144
917	917	(23.3)	(20.0)	(21.0)	(43.3)	(7.3)	(20.9)	(35.3)
	736	36	207	493	135	33	422	146
918	918	(23.4)	(20.0)	(21.1)	(43.3)	(8.2)	(20.9)	(35.7)
	736	36	207	493	135	33	422	146
919	919	(23.4)	(20.0)	(21.1)	(43.3)	(8.2)	(20.9)	(35.7)
	752	38	209	505	137	33	433	149
920	920	(23.9)	(21.1)	(21.7)	(44.0)	(8.2)	(21.4)	(36.3)
	755	38	210	507	139	33	435	149
921	921	(24.1)	(21.1)	(21.7)	(44.8)	(8.2)	(21.5)	(36.3)
	758	38	210	510	142	33	435	149
922	922	(24.1)	(21.1)	(21.8)	(45.5)	(8.2)	(21.5)	(36.3)
	763	38	210	515	142	33	437	151
923	923	(24.3)	(21.1)	(22.1)	(45.5)	(8.2)	(21.6)	(37.0)
	767	38	212	517	144	33	439	151
924	924	(24.4)	(21.1)	(22.2)	(46.2)	(8.2)	(21.7)	(37.0)
	767	38	212	517	144	33	439	151
925	925	(24.4)	(21.1)	(22.2)	(46.2)	(8.2)	(21.7)	(37.0)
	771	38	212	522	146	33	441	151
926	926	(24.6)	(21.1)	(22.4)	(47.0)	(8.2)	(21.8)	(37.0)
	781	38	215	528	148	36	444	151
927	927	(24.9)	(21.1)	(22.6)	(47.7)	(9.2)	(22.0)	(37.0)
	797	38	217	542	155	36	451	154
928	929	(25.4)	(21.1)	(23.2)	(49.9)	(9.2)	(22.3)	(37.7)
	866	38	226	602	171	36	480	179
930	939	(27.6)	(21.1)	(25.8)	(55.0)	(9.2)	(23.7)	(43.6)
	928	46	241	642	176	45	521	187
940	949	(29.6)	(25.9)	(27.5)	(56.5)	(11.3)	(25.7)	(45.6)
	976	48	252	677	178	54	546	199
950	959	(31.1)	(27.0)	(29.0)	(57.2)	(13.5)	(27.0)	(48.7)
	1,010	52	256	701	183	54	569	205
960	969	(32.2)	(29.3)	(30.1)	(58.7)	(13.5)	(28.1)	(50.0)
	1,051	55	258	738	194	56	585	216
970	979	(33.5)	(30.9)	(31.6)	(62.4)	(14.2)	(28.9)	(52.7)
	1,094	59	272	763	199	64	611	221
980	989	(34.8)	(33.2)	(32.7)	(63.8)	(16.1)	(30.2)	(54.0)
	1,125	59	274	792	208	64	627	226
990	999	(35.8)	(33.2)	(34.0)	(66.8)	(16.1)	(31.0)	(55.3)
	1,485	80	320	1,086	246	83	887	268
1000	1099	(47.3)	(44.8)	(46.5)	(79.2)	(20.9)	(43.9)	(65.5)
	1,777	96	364	1,317	274	123	1,081	299
1100	1199	(56.6)	(53.8)	(56.5)	(88.1)	(31.0)	(53.4)	(73.1)
	1,987	101	414	1,472	282	169	1,223	313
1200	1299	(63.3)	(56.8)	(63.1)	(90.6)	(42.5)	(60.5)	(76.4)
	2,201	104	460	1,638	288	212	1,363	337
1300	1399	(70.1)	(58.3)	(70.2)	(92.8)	(53.5)	(67.4)	(82.4)
	2,387	116	495	1,777	296	249	1,493	349
1400	1499	(76.0)	(65.2)	(76.2)	(95.3)	(62.8)	(73.8)	(85.2)
	3,141	178	630	2,333	311	397	2,024	409
1500	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額	208,749	222,496	204,012	208,980	167,029	244,773	214,094	179,084
時間当平均賃金額	1,275	1,421	1,249	1,270	1,014	1,436	1,309	1,147
月一人当たり労働時間	163	152	161	164	164	169	163	154
第１・２０分位数	854	854	854	854	854	890	854	854
第１・１０分位数	870	854	855	880	854	944	864	854
第１・４分位数	928	947	900	935	885	1,119	945	880
中位数	1,129	1,182	1,085	1,130	930	1,376	1,167	965
四分位偏差係数	0.2434	0.3137	0.2398	0.2399	0.0872	0.1686	0.2452	0.2064

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			地域別			
				５０人以上	県北	県央	県南	沿岸
計	1,594			1,594		1,020	574	
円 - 800	6 (0.4)			6 (0.4)		6 (0.6)		
853 853	6 (0.4)			6 (0.4)		6 (0.6)		
854 854	9 (0.6)			9 (0.6)		9 (0.9)		
855 855	17 (1.1)			17 (1.1)		9 (0.9)	8 (1.3)	
856 856	17 (1.1)			17 (1.1)		9 (0.9)	8 (1.3)	
857 857	17 (1.1)			17 (1.1)		9 (0.9)	8 (1.3)	
858 858	24 (1.5)			24 (1.5)		9 (0.9)	15 (2.6)	
859 859	56 (3.5)			56 (3.5)		19 (1.8)	38 (6.6)	
860 860	132 (8.3)			132 (8.3)		95 (9.3)	38 (6.6)	
861 861	132 (8.3)			132 (8.3)		95 (9.3)	38 (6.6)	
862 862	132 (8.3)			132 (8.3)		95 (9.3)	38 (6.6)	
863 863	140 (8.8)			140 (8.8)		95 (9.3)	45 (7.9)	
864 864	143 (9.0)			143 (9.0)		98 (9.6)	45 (7.9)	
865 865	143 (9.0)			143 (9.0)		98 (9.6)	45 (7.9)	
866 866	143 (9.0)			143 (9.0)		98 (9.6)	45 (7.9)	
867 867	143 (9.0)			143 (9.0)		98 (9.6)	45 (7.9)	
868 868	151 (9.5)			151 (9.5)		98 (9.6)	53 (9.2)	
869 869	151 (9.5)			151 (9.5)		98 (9.6)	53 (9.2)	
870 870	151 (9.5)			151 (9.5)		98 (9.6)	53 (9.2)	
871 871	166 (10.4)			166 (10.4)		98 (9.6)	68 (11.8)	
872 872	166 (10.4)			166 (10.4)		98 (9.6)	68 (11.8)	
873 873	166 (10.4)			166 (10.4)		98 (9.6)	68 (11.8)	
874 874	174 (10.9)			174 (10.9)		98 (9.6)	75 (13.1)	
875 875	174 (10.9)			174 (10.9)		98 (9.6)	75 (13.1)	
876 876	174 (10.9)			174 (10.9)		98 (9.6)	75 (13.1)	
877 877	174 (10.9)			174 (10.9)		98 (9.6)	75 (13.1)	
878 878	174 (10.9)			174 (10.9)		98 (9.6)	75 (13.1)	
879 879	181 (11.4)			181 (11.4)		98 (9.6)	83 (14.4)	
880 880	181 (11.4)			181 (11.4)		98 (9.6)	83 (14.4)	
881 881	181 (11.4)			181 (11.4)		98 (9.6)	83 (14.4)	
882 882	185 (11.6)			185 (11.6)		102 (10.0)	83 (14.4)	
883 883	185 (11.6)			185 (11.6)		102 (10.0)	83 (14.4)	
884 884	185 (11.6)			185 (11.6)		102 (10.0)	83 (14.4)	
885 885	185 (11.6)			185 (11.6)		102 (10.0)	83 (14.4)	
886 886	185 (11.6)			185 (11.6)		102 (10.0)	83 (14.4)	

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別			
				50人以上	県北	県央	県南	沿岸
	185			185		102	83	
887	887	(11.6)		(11.6)		(10.0)	(14.4)	
888	888	(11.6)		(11.6)		(10.0)	(14.4)	
889	889	(11.6)		(11.6)		(10.0)	(14.4)	
890	890	(11.8)		(11.8)		(10.3)	(14.4)	
891	891	(11.8)		(11.8)		(10.3)	(14.4)	
892	892	(11.8)		(11.8)		(10.3)	(14.4)	
893	893	(11.8)		(11.8)		(10.3)	(14.4)	
894	894	(11.8)		(11.8)		(10.3)	(14.4)	
895	895	(11.8)		(11.8)		(10.3)	(14.4)	
896	896	(11.8)		(11.8)		(10.3)	(14.4)	
897	897	(11.8)		(11.8)		(10.3)	(14.4)	
898	898	(11.8)		(11.8)		(10.3)	(14.4)	
899	899	(11.8)		(11.8)		(10.3)	(14.4)	
900	900	(12.3)		(12.3)		(10.3)	90	
901	909	(21.4)		(21.4)		(15.8)	179	
910	919	(35.3)		(35.3)		(26.8)	290	
920	929	(36.9)		(36.9)		(29.2)	290	
930	939	(40.2)		(40.2)		(34.4)	290	
940	949	(41.8)		(41.8)		(36.1)	298	
950	959	(42.9)		(42.9)		(37.9)	298	
960	969	(43.2)		(43.2)		(38.3)	298	
970	979	(43.2)		(43.2)		(38.3)	298	
980	989	(52.1)		(52.1)		(40.6)	416	
990	999	(57.5)		(57.5)		(46.9)	438	
1000	1099	(66.8)		(66.8)		(59.9)	454	
1100	1199	(71.8)		(71.8)		(66.2)	469	
1200	1299	(74.7)		(74.7)		(68.5)	491	
1300	1399	(78.8)		(78.8)		(72.0)	521	
1400	1499	(84.7)		(84.7)		(79.8)	536	
1500	1,594	(100.0)		(100.0)		(100.0)	574	
月平均賃金額	164,423			164,423		172,295	150,426	
時間当平均賃金額	1,173			1,173		1,229	1,074	
月一人当たり労働時間	135			135		134	136	
第1・20分位数	860			860		860	859	
第1・10分位数	871			871		890	871	
第1・4分位数	914			914		914	909	
中位数	989			989		1,010	919	
四分位偏差係数	0.2002			0.2002		0.2578	0.0465	

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別）

令和5年

総括表（自動車小売業）

就業形態：全て(産別適用除外除く)

903円

時間当たり所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			地域別			
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	県北	県央	県南	沿岸
計	4,922	1,385	3,113	424	377	1,970	1,968	606
円	70	39	31		18	6	43	3
- 902	(1.4)	(2.8)	(1.0)		(4.9)	(0.3)	(2.2)	(0.5)
903 - 903	79 (1.6)	43 (3.1)	37 (1.2)		21 (5.7)	9 (0.5)	43 (2.2)	6 (1.0)
904 - 904	79 (1.6)	43 (3.1)	37 (1.2)		21 (5.7)	9 (0.5)	43 (2.2)	6 (1.0)
905 - 905	86 (1.7)	49 (3.6)	37 (1.2)		25 (6.5)	9 (0.5)	46 (2.4)	6 (1.0)
906 - 906	86 (1.7)	49 (3.6)	37 (1.2)		25 (6.5)	9 (0.5)	46 (2.4)	6 (1.0)
907 - 907	89 (1.8)	52 (3.8)	37 (1.2)		25 (6.5)	9 (0.5)	46 (2.4)	9 (1.5)
908 - 908	89 (1.8)	52 (3.8)	37 (1.2)		25 (6.5)	9 (0.5)	46 (2.4)	9 (1.5)
909 - 909	105 (2.1)	59 (4.3)	45 (1.5)		25 (6.5)	13 (0.6)	53 (2.7)	15 (2.4)
910 - 910	124 (2.5)	73 (5.3)	51 (1.6)		25 (6.5)	22 (1.1)	60 (3.0)	18 (2.9)
911 - 911	124 (2.5)	73 (5.3)	51 (1.6)		25 (6.5)	22 (1.1)	60 (3.0)	18 (2.9)
912 - 912	127 (2.6)	73 (5.3)	54 (1.7)		25 (6.5)	24 (1.2)	60 (3.0)	18 (2.9)
913 - 913	127 (2.6)	73 (5.3)	54 (1.7)		25 (6.5)	24 (1.2)	60 (3.0)	18 (2.9)
914 - 914	127 (2.6)	73 (5.3)	54 (1.7)		25 (6.5)	24 (1.2)	60 (3.0)	18 (2.9)
915 - 915	127 (2.6)	73 (5.3)	54 (1.7)		25 (6.5)	24 (1.2)	60 (3.0)	18 (2.9)
916 - 916	127 (2.6)	73 (5.3)	54 (1.7)		25 (6.5)	24 (1.2)	60 (3.0)	18 (2.9)
917 - 917	127 (2.6)	73 (5.3)	54 (1.7)		25 (6.5)	24 (1.2)	60 (3.0)	18 (2.9)
918 - 918	127 (2.6)	73 (5.3)	54 (1.7)		25 (6.5)	24 (1.2)	60 (3.0)	18 (2.9)
919 - 919	130 (2.6)	76 (5.5)	54 (1.7)		28 (7.3)	24 (1.2)	60 (3.0)	18 (2.9)
920 - 920	154 (3.1)	90 (6.5)	62 (2.0)	2 (0.5)	28 (7.3)	43 (2.2)	60 (3.0)	23 (3.9)
921 - 921	154 (3.1)	90 (6.5)	62 (2.0)	2 (0.5)	28 (7.3)	43 (2.2)	60 (3.0)	23 (3.9)
922 922	154 (3.1)	90 (6.5)	62 (2.0)	2 (0.5)	28 (7.3)	43 (2.2)	60 (3.0)	23 (3.9)
923 923	158 (3.2)	90 (6.5)	65 (2.1)	2 (0.5)	28 (7.3)	43 (2.2)	63 (3.2)	23 (3.9)
924 924	158 (3.2)	90 (6.5)	65 (2.1)	2 (0.5)	28 (7.3)	43 (2.2)	63 (3.2)	23 (3.9)
925 925	158 (3.2)	90 (6.5)	65 (2.1)	2 (0.5)	28 (7.3)	43 (2.2)	63 (3.2)	23 (3.9)
926 926	158 (3.2)	90 (6.5)	65 (2.1)	2 (0.5)	28 (7.3)	43 (2.2)	63 (3.2)	23 (3.9)
927 927	164 (3.3)	94 (6.8)	68 (2.2)	2 (0.5)	28 (7.3)	47 (2.4)	63 (3.2)	26 (4.3)
928 928	164 (3.3)	94 (6.8)	68 (2.2)	2 (0.5)	28 (7.3)	47 (2.4)	63 (3.2)	26 (4.3)
929 929	164 (3.3)	94 (6.8)	68 (2.2)	2 (0.5)	28 (7.3)	47 (2.4)	63 (3.2)	26 (4.3)
930 930	170 (3.5)	97 (7.0)	71 (2.3)	2 (0.5)	28 (7.3)	50 (2.5)	67 (3.4)	26 (4.3)
931 931	174 (3.5)	101 (7.3)	71 (2.3)	2 (0.5)	28 (7.3)	53 (2.7)	67 (3.4)	26 (4.3)
932 932	183 (3.7)	101 (7.3)	80 (2.6)	2 (0.5)	37 (9.7)	53 (2.7)	67 (3.4)	26 (4.3)
933 933	183 (3.7)	101 (7.3)	80 (2.6)	2 (0.5)	37 (9.7)	53 (2.7)	67 (3.4)	26 (4.3)
934 934	192 (3.9)	110 (7.9)	80 (2.6)	2 (0.5)	46 (12.1)	53 (2.7)	67 (3.4)	26 (4.3)
935 935	204 (4.2)	117 (8.4)	85 (2.7)	2 (0.5)	46 (12.1)	62 (3.2)	70 (3.6)	26 (4.3)
936 936	204 (4.2)	117 (8.4)	85 (2.7)	2 (0.5)	46 (12.1)	62 (3.2)	70 (3.6)	26 (4.3)
937 937	207 (4.2)	117 (8.4)	85 (2.7)	4 (1.0)	46 (12.1)	64 (3.3)	70 (3.6)	26 (4.3)
938 938	212 (4.3)	117 (8.4)	91 (2.9)	4 (1.0)	46 (12.1)	67 (3.4)	70 (3.6)	29 (4.8)
	218	117	97	4	52	67	70	29

939	939	(4.4)	(8.4)	(3.1)	(1.0)	(13.7)	(3.4)	(3.6)	(4.8)
		221	117	100	4	52	70	70	29
940	940	(4.5)	(8.4)	(3.2)	(1.0)	(13.7)	(3.6)	(3.6)	(4.8)
		221	117	100	4	52	70	70	29
941	941	(4.5)	(8.4)	(3.2)	(1.0)	(13.7)	(3.6)	(3.6)	(4.8)
		224	117	103	4	55	70	70	29
942	942	(4.6)	(8.4)	(3.3)	(1.0)	(14.5)	(3.6)	(3.6)	(4.8)
		224	117	103	4	55	70	70	29
943	943	(4.6)	(8.4)	(3.3)	(1.0)	(14.5)	(3.6)	(3.6)	(4.8)
		235	117	114	4	55	70	70	40
944	944	(4.8)	(8.4)	(3.7)	(1.0)	(14.5)	(3.6)	(3.6)	(6.6)
		238	117	117	4	55	70	73	40
945	945	(4.8)	(8.4)	(3.8)	(1.0)	(14.5)	(3.6)	(3.7)	(6.6)
		241	120	117	4	55	70	73	43
946	946	(4.9)	(8.7)	(3.8)	(1.0)	(14.5)	(3.6)	(3.7)	(7.1)
		241	120	117	4	55	70	73	43
947	947	(4.9)	(8.7)	(3.8)	(1.0)	(14.5)	(3.6)	(3.7)	(7.1)
		244	120	120	4	55	73	73	43
948	948	(5.0)	(8.7)	(3.9)	(1.0)	(14.5)	(3.7)	(3.7)	(7.1)
		244	120	120	4	55	73	73	43
949	949	(5.0)	(8.7)	(3.9)	(1.0)	(14.5)	(3.7)	(3.7)	(7.1)
		251	123	123	4	55	76	77	43
950	950	(5.1)	(8.9)	(3.9)	(1.0)	(14.5)	(3.8)	(3.9)	(7.1)
		251	123	123	4	55	76	77	43
951	951	(5.1)	(8.9)	(3.9)	(1.0)	(14.5)	(3.8)	(3.9)	(7.1)
		254	123	126	4	55	76	80	43
952	952	(5.2)	(8.9)	(4.0)	(1.0)	(14.5)	(3.8)	(4.1)	(7.1)
		254	123	126	4	55	76	80	43
953	953	(5.2)	(8.9)	(4.0)	(1.0)	(14.5)	(3.8)	(4.1)	(7.1)
		264	127	129	9	55	86	80	43
954	959	(5.4)	(9.2)	(4.1)	(2.1)	(14.5)	(4.4)	(4.1)	(7.1)
		309	140	157	11	58	105	93	52
960	969	(6.3)	(10.1)	(5.1)	(2.6)	(15.4)	(5.3)	(4.7)	(8.6)
		344	154	175	15	67	122	104	52
970	979	(7.0)	(11.1)	(5.6)	(3.6)	(17.8)	(6.2)	(5.3)	(8.6)
		380	170	195	15	70	133	110	67
980	989	(7.7)	(12.3)	(6.3)	(3.6)	(18.6)	(6.7)	(5.6)	(11.1)
		410	187	203	20	70	150	121	70
990	999	(8.3)	(13.5)	(6.5)	(4.6)	(18.6)	(7.6)	(6.1)	(11.5)
		449	213	212	24	73	163	127	86
1000	1009	(9.1)	(15.4)	(6.8)	(5.7)	(19.4)	(8.3)	(6.5)	(14.1)
		494	227	241	26	73	189	137	95
1010	1019	(10.0)	(16.4)	(7.7)	(6.2)	(19.4)	(9.6)	(7.0)	(15.6)
		539	243	268	28	82	209	147	101
1020	1029	(11.0)	(17.5)	(8.6)	(6.7)	(21.8)	(10.6)	(7.5)	(16.7)
		575	257	285	33	88	219	164	104
1030	1039	(11.7)	(18.5)	(9.2)	(7.7)	(23.4)	(11.1)	(8.3)	(17.1)
		611	260	316	35	95	227	183	107
1040	1049	(12.4)	(18.7)	(10.2)	(8.2)	(25.1)	(11.5)	(9.3)	(17.6)
		660	277	346	37	95	250	203	113
1050	1059	(13.4)	(20.0)	(11.1)	(8.7)	(25.1)	(12.7)	(10.3)	(18.6)
		701	291	366	43	98	266	222	115
1060	1069	(14.2)	(21.0)	(11.8)	(10.2)	(25.9)	(13.5)	(11.3)	(19.0)
		738	308	384	45	98	280	238	121
1070	1079	(15.0)	(22.2)	(12.3)	(10.7)	(25.9)	(14.2)	(12.1)	(20.0)
		792	325	415	52	104	297	260	130
1080	1089	(16.1)	(23.5)	(13.3)	(12.3)	(27.5)	(15.1)	(13.2)	(21.5)
		863	349	459	54	107	333	290	133
1090	1099	(17.5)	(25.2)	(14.8)	(12.8)	(28.3)	(16.9)	(14.7)	(22.0)
		1,294	489	723	83	134	497	489	174
1100	1199	(26.3)	(35.3)	(23.2)	(19.5)	(35.5)	(25.2)	(24.8)	(28.8)
		1,858	680	1,041	138	192	724	713	229
1200	1299	(37.8)	(49.1)	(33.4)	(32.5)	(50.9)	(36.8)	(36.2)	(37.8)
		2,352	835	1,335	182	204	962	902	284
1300	1399	(47.8)	(60.3)	(42.9)	(43.0)	(54.1)	(48.8)	(45.8)	(46.8)
		2,913	978	1,718	217	253	1,199	1,088	373
1400	1499	(59.2)	(70.6)	(55.2)	(51.1)	(67.0)	(60.8)	(55.3)	(61.6)
		4,922	1,385	3,113	424	377	1,970	1,968	606
1500		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額		245,357	229,551	250,723	257,630	231,998	245,579	249,000	241,124
時間当平均賃金額		1,494	1,376	1,532	1,603	1,406	1,490	1,526	1,462
月一人当たり労働時間数		164	167	164	161	165	165	164	165
第1・20分位数		950	910	969	1,000	903	965	973	944
第1・10分位数		1,019	969	1,046	1,066	934	1,024	1,056	984
第1・4分位数		1,182	1,096	1,217	1,248	1,045	1,198	1,200	1,131
中位数		1,420	1,304	1,464	1,488	1,290	1,412	1,437	1,428
四分位偏差係数		0.1809	0.1728	0.1786	0.1958	0.2155	0.1710	0.1943	0.1932

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

賃金実態(基礎調査特性値)と特定(産業別)最低賃金額の推移

単位:円

鉄鋼業、金属線製品、
その他の金属製品製造業

電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

光学機械器具・レンズ、
時計・同部分品製造業

各種商品小売業

百貨店、総合スーパー

自動車小売業

分位 年度	岩手県 最低賃金	岩手県					秋田県					山形県					福島県					宮城県					
		第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃金	第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃金	第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃金	第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃金	第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃金	
24年度	653	721	804	928	1,106	728	650	650	662	751	709	706	716	830	1,036	717	711	720	755	815	720	令和5年度 893	750	833	999	1,230	739
25年度	665	728	774	929	1,166	740	653	660	680	807	718	700	717	792	1,000	729	710	720	748	820	729		788	875	990	1,136	751
26年度	678	859	901	1026	1,171	755	670	670	697	780	728	727	729	729	877	743	665	680	733	755	741		774	821	965	1,166	765
27年度	695	755	800	913	1,193	772	680	685	713	859	740	723	743	743	800	758	750	750	767	800	752		795	833	1,001	1,184	781
28年度	716	841	928	1,098	1,294	790	695	695	700	830	756	699	758	758	760	774	800	800	800	1,042	767		752	808	958	1,179	800
29年度	738	850	880	1,000	1,267	809	760	780	876	966	775	726	726	856	1,009	790					767		770	775	800	899	780
30年度	762	857	903	974	1,109	829	790	821	896	992	796	793	856	912	1,037	809					767		780	785	805	880	800
31年度	790	863	922	1,043	1,238	850	775	800	830	997	818	770	809	850	1,013	827					767		800	804	830	921	800
令和2年度	793	902	1,000	1,065	1,253	852	790	800	842	1,000	820	790	800	837	940	829					767		800	810	840	1,122	800
令和3年度	821	907	1,000	1,087	1,277	878	820	822	890	1,100	847	800	829	865	990	856					767		800	802	817	960	800
令和4年度	854	913	1,005	1,114	1,331	908	821	822	875	1,007	877	830	856	893	1,066	886					767	821	840	904	1,246	800	
令和5年度	893	962	1,054	1,166	1,350		854	870	928	1,129		860	886	910	1,033							860	871	914	989		

賃金分布の特性値

◇ 平均值(算術平均 → 平均賃金)

全員の賃金額を合計し、それを人数で除したもの

◇ 中位数(中央値、メジアン)

全員を賃金の低いもの順に並べ、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額

人数が偶数の場合 → 10人の中位数は、低い方から5番目と6番目の

賃金額を平均

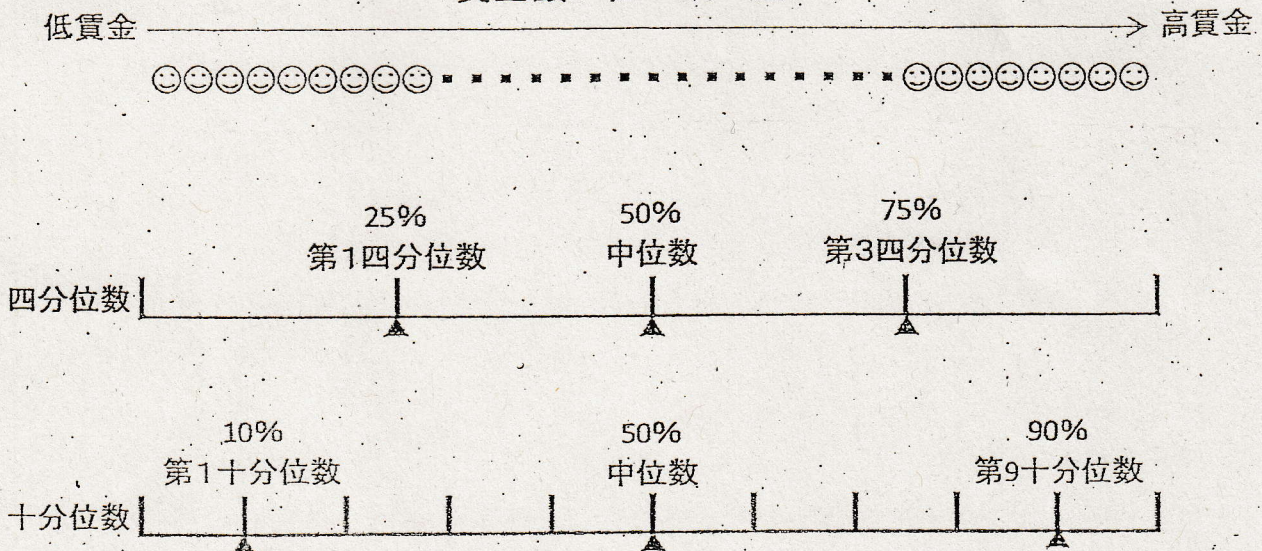
◇ 分位数

全員の賃金を低いもの順に並べ、10等分、4等分のように等分したときに境界に位置する賃金額

- | | |
|----------|------------------------------|
| ① 第1十分位数 | 10等分し、低い方からみて最初の境界(10%)の賃金額 |
| ② 第1四分位数 | 4等分し、低い方からみて最初の境界(25%)の賃金額 |
| ③ 第3四分位数 | 4等分し、低い方からみて3番目の境界(75%)の賃金額 |
| ④ 第9十分位数 | 10等分し、低い方からみて9番目の境界(90%)の賃金額 |

分位数とは何か

賃金額が低い順に整列



これらの位置にいる人の賃金額が、第1四分位数や中位数など



令和5年8月10日

岩手労働局長 栗 村 勝 行 殿

一般社団法人 岩手県タクシー協会

会 長 川 崎 利 洋

労務委員長 國 枝 康 夫

岩手地方最低賃金審議会の答申に関する異議申出書

令和5年8月8日に岩手地方最低賃金審議会から貴職に答申されました最低賃金について、下記のとおり異議の申し出をいたします。

記

【異議申出事項】

今回の答申は、現行時間額を854円から39円に大幅に引き上げる答申がありますが、本答申は、タクシー事業における賃金支払能力を全く無視した答申であり、到底受け入れ難く誠に遺憾であります。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済の発展及び活性化とともに県民生活がより豊かになることは、県民全員が均しく願うところであり、当業界におきましても強く願望するものでありますが、賃金の引き上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の引上げが先行するものではないと考えております。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、タクシー事業においてもかつて経験したことのない利用者の減少及び営業収入の落ち込みが続いており、さらに最近の燃料油価格の高騰に、ロシアによるウクライナ侵攻による世界経済の悪化が拍車をかけて、地方創生の担い手であり、県民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業の経営は非常に厳しい状況にあるところです。



特に多くの事業者においては、歩合給という賃金制度を取っていることから営業収入の減少は、直接最低賃金割れを引き起こす状況にあり、不足分を事業者が負担しなければならない状況にあります。

タクシー事業者はこれまでも、国の「雇用調整助成金」や岩手県の「タクシー事業者運行支援交付金」等を最大限活用しながら乗務員の雇用を継続し、一方で地方創世の担い手として、鉄道・バスでは対応できない地域の「ラストワンマイル」の公共交通機関として、日夜必死に努力を続けてきている中で、今回の大幅な最低賃金額の引き上げ改定に強く異議の申し出をいたします。

貴職におかれましては、タクシー業界の極めて厳しい現状と地域公共交通機関であるタクシー事業の維持・継続についてご理解いただき、最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になおご斟酌を賜り、最低賃金額の改定に当たりましては慎重の上にも慎重にご審議を頂きますようお願いいたします。

2023年8月20日

岩手労働局長

栗村 勝行 殿

岩手県北上市九年橋 3-19-6

共生ユニオンいわて

代表 岩見 千丈

先に公示された「岩手県最低賃金の改定に関する岩手県地方最低賃金審議会の答申」について、以下の通り異議申し出を行います。

(1) 異議申し出の内容

先日公示された、岩手県最低賃金を39円引き上げ、893円とするとの答申は、全国で最も低い引上げ額の答申であり、しかも、改定後の金額893円は全国最下位になってしまいます。岩手を除く旧Dランクの引上げ額は、いずれも目安を大きく上回り、引上げ額は、平均して44円を超えています。いずれも地域間格差の解消のため活発な議論が行われたものと推定されますが、岩手でも地域間格差が払がらないようにするために、少なくとも44円以上の引き上げとすべきです。岩手労働局長は金額が低すぎることを理由として岩手地方最低賃金審議会に再審議を求めるべきであると考えます。

(2) 理由について

地域間格差について、今年度、中央最低賃金審議会の目安の答申における公益委員見解には、以下のように記述されています。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

ここでは、地域間格差の是正を図るとして、「地域別最低賃金の最



高額に対する最低額の比率を上昇させることが必要」としていましたが、地方からの地域間格差の是正の要望は、絶対的な金額の格差是正にありました。

最低賃金が低い県ほど若者の県外流出が多くなり、家族の扶養義務を負わない若者ほど、賃金の高い都市部に移動しやすいことが明らかになっています。そのことが地方の深刻な人手不足を招いていることから、地方では最低賃金の地域間格差に強い危機感を抱くとともに、格差の是正（解消）に大きな期待がありました。そのことが如実に反映されたのが、今年の答申です。本年4月6日の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告における4ランクから3ランクへの変更や、地域間格差の是正という文言に影響されて、地方の危機感が一挙に噴出した結果です。

おそらく岩手においても、答申が数日遅れていれば、全国の答申状況を考慮して、目安通りの引き上げとは異なる結果になったのではないのでしょうか。

もし、このまま39円の引上げが決定し、10月から施行されるのであれば、岩手は、最も最低賃金の低い県としてクローズアップされ、若者の県外流出に拍車をかけることになりかねません。

一方、物価はガソリン代の値上げが続くなど、今後も高騰が危惧されます。特に地方においては自動車は必需品であり、ガソリン代の高騰に対抗するすべがありません。最低賃金近傍で働く労働者は預貯金など資産がなく、生活に困窮し、悲鳴を上げています。

岩手労働局長は、全国最低の最低賃金との汚名を返上するためにも、前例にとらわれず、岩手地方最低賃金審議会に対し、再審議を求めるべきです。

以上

2023年 8月23日

岩手労働局
局長 栗村 勝行 様

岩手県労働組合
議長 中野

岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申出書

コロナ禍と物価高騰が続くもと、最低賃金の改善をめざし、ご尽力された岩手地方最低賃金審議会はじめ関係各位のご尽力に敬意を表します。2023年8月8日付岩手地方最低賃金審議会の改正決定（答申）額893円は、過去最大の引き上げとなった昨年を上回る39円の引き上げとなりました。

しかしながら、物価高騰が続く中でこの水準の引き上げでは物価高騰分の後追いにしかならず、労働者の生活改善には及びません。しかも全国で単独最下位となり、最高額の東京との格差は2円も拡大してしまいます。とりわけCランク県での地方審議会の自主性が求められた今年の審議において、Cランク県で唯一中央目安どおりの答申をした岩手地方審議会の姿勢を問わざるを得ません。改めて、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の暮らし」が実現できる最低賃金の実現を求めるものです。

こうしたことから、下記のとおり異議申出書を提出いたします。

記

<異議申出の内容>

1. 2023年度の岩手県の最低賃金を1時間893円とすることに不服であり、より大幅な引き上げを行うことを強く求めます。物価高騰が続く中で、すべての労働者の暮らしを支えられるよう、本県最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。あわせて、厚生労働省および中央最低賃金審議会に対し、格差を前提としている現行のランク制度の廃止と全国一律制度への移行を求める意見書を送付してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを引き続き強く求めてください。

<理由>

1. 労働者の生活実態からみて引き上げ額は不十分です
8月8日に答申された金額では、「ワーキング・プア」を解消することはできません。月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額額は155,203円（89

5.8.23

3円×173.8時間)、年額で1,862,441円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しく、将来の展望がみえない生きにくさにつながっています。

特に、異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く労働者の苦しさはより大きくなっています。答申後に発表された7月の消費者物価指数はさらに高まっており、県民の暮らしは苦しさを増しています。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

2. 地域間格差をさらに縮めることが必要です

中央最低賃金審議会の目安はA・B・Cで1円ずつの格差をつけており、再び地域間格差を拡大する内容となりました。そもそも地域間格差を1円ずつつけなければならぬ根拠はあるのでしょうか。大きな疑問を感じますし、納得できません。

今年の地方審議では、24の地方が目安にプラスした答申を行い、Cランクでは岩手を除くすべての地方で3円から8円の上乗せをしました。佐賀県では8円、鳥取・山形が7円、青森・大分・熊本・長崎が6円、秋田・高知・宮崎・鹿児島が5円と各地で大幅な上乗せをしています。「最低位からの脱却」「格差拡大を認めることはできない、縮小させる」という考え方が表明されています。まさに地方審議会の自主性が発揮されたと言えると考えます。

一方、岩手地方審議会が中央の目安どおりの答申をしたことは、こうした考えに逆行しており、地方の自主性が果たされたとはとうてい言えません。率では若干の改善がされていますが、東京の1,113円とは220円の格差となり、昨年の218円から2円も格差が広がることとなります。全国で単独最下位であり、下から2番目の県から3円も下回るという、これまでにない低水準となります。働く地域が違っただけで、最低賃金が時間額220円もの格差があることは合理的とはとても言えないと考えます。抜本的な格差の解消をふまえた審議を求めます。

3. 最低生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合(全労連)の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、月額24万円ほどが必要で、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果を得ています。2022年10月には、近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者では普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることが分かりました。時間額に換算すると1,500円から1,600円が必要となります。しかも全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額1,500円への展望をもって運動を続けてい

ますが、最低生計費試算調査結果からみて、現実的な要求であると考えています。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消させていく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げを求めます。

4. 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんでいました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

答申本文でもふれられているように、中小企業・小規模事業者への抜本的な支援強化が求められています。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めることを重ねてお願いします。

5. おわりに

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮しています。加えて、諸物価高騰によって、労働者の生活は苦しさを増しています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、女性労働者が多いのが特徴です。この方々の多くは、最低賃金かそれに近い金額で働いています。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。最低賃金が全国最低であること、不合理な賃金格差があることは、「岩手で働きたい」「岩手で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

以上の点を指摘し、最低賃金の大幅な引き上げを再度ご検討いただくようお願い申し上げます。

以 上

2023年 8月23日

岩手労働局
局長 栗村 勝行 様

岩手県地域労働組
執行委員長 新田

岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申出書

コロナ禍と物価高騰が続くもと、最低賃金の改善をめざし、ご尽力された岩手地方最低賃金審議会ははじめ関係各位のご尽力に敬意を表します。2023年8月8日付岩手地方最低賃金審議会の改正決定（答申）額893円は、過去最大の引き上げとなった昨年を上回る39円の引き上げとなりました。

しかしながら、物価高騰が続く中でこの水準の引き上げでは物価高騰分の後追いにしかならず、労働者の生活改善には及びません。しかも全国で単独最下位となり、最高額の東京との格差は2円も拡大してしまいます。とりわけCランク県での地方審議会の自主性が求められた今年の審議において、Cランク県で唯一中央目安どおりの答申をした岩手地方審議会の姿勢を問わざるを得ません。改めて、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の暮らし」が実現できる最低賃金の実現を求めるものです。

こうしたことから、下記のとおり異議申出書を提出いたします。

記

<異議申出の内容>

1. 2023年度の岩手県の最低賃金を1時間893円とすることに不服であり、より大幅な引き上げを行うことを強く求めます。物価高騰が続く中で、すべての労働者の暮らしを支えられるよう、本県最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。あわせて、厚生労働省および中央最低賃金審議会に対し、格差を前提としている現行のランク制度の廃止と全国一律制度への移行を求める意見書を送付してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを引き続き強く求めてください。

<理由>

1. 労働者の生活実態からみて引き上げ額は不十分です
8月8日に答申された金額では、「ワーキング・プア」を解消することはできません。月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額額は155,203円（89

5.8.23

3円×173.8時間)、年額で1,862,441円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しく、将来の展望がみえない生きにくさにつながっています。

特に、異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く労働者の苦しさはより大きくなっています。答申後に発表された7月の消費者物価指数はさらに高まっており、県民の暮らしは苦しさを増しています。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

2. 地域間格差をさらに縮めることが必要です

中央最低賃金審議会の目安はA・B・Cで1円ずつの格差をつけており、再び地域間格差を拡大する内容となりました。そもそも地域間格差を1円ずつつけなければならない根拠はあるのでしょうか。大きな疑問を感じますし、納得できません。

今年の地方審議では、24の地方が目安にプラスした答申を行い、Cランクでは岩手を除くすべての地方で3円から8円の上乗せをしました。佐賀県では8円、鳥取・山形が7円、青森・大分・熊本・長崎が6円、秋田・高知・宮崎・鹿児島が5円と各地で大幅な上乗せをしています。「最低位からの脱却」「格差拡大を認めることはできない、縮小させる」という考え方が表明されています。まさに地方審議会の自主性が発揮されたと言えると考えます。

一方、岩手地方審議会が中央の目安どおりの答申をしたことは、こうした考えに逆行しており、地方の自主性が果たされたとはとうてい言えません。率では若干の改善がされていますが、東京の1,113円とは220円の格差となり、昨年の218円から2円も格差が広がることとなります。全国で単独最下位であり、下から2番目の県から3円も下回るという、これまでにない低水準となります。働く地域が違うだけで、最低賃金が時間額220円もの格差があることは合理的とはとても言えないと考えます。抜本的な格差の解消をふまえた審議を求めます。

3. 最低生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合(全労連)の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、月額24万円ほどが必要で、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果を得ています。2022年10月には、近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者では普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることが分かりました。時間額に換算すると1,500円から1,600円が必要となります。しかも全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額1,500円への展望をもって運動を続けてい

ますが、最低生計費試算調査結果からみて、現実的な要求であると考えています。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消させていく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げを求めます。

4. 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんでいました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買いたたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

答申本文でもふれられているように、中小企業・小規模事業者への抜本的な支援強化が求められています。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めることを重ねてお願いします。

5. おわりに

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮しています。加えて、諸物価高騰によって、労働者の生活は苦しさを増しています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、女性労働者が多いのが特徴です。この方々の多くは、最低賃金かそれに近い金額で働いています。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。最低賃金が全国最低であること、不合理な賃金格差があることは、「岩手で働きたい」「岩手で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

以上の点を指摘し、最低賃金の大幅な引き上げを再度ご検討いただくようお願い申し上げます。

以 上

2023年8月23日

岩手労働局

局長 栗村 勝行 様

いわて非正規労働者セン
代表 阿部 恵子

岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申出書

コロナ禍及び物価高騰のもと、最低賃金の改善をめざし、ご尽力された岩手地方最低賃金審議会はじめ関係各位のご尽力に敬意を表します。2023年8月8日付岩手地方最低賃金審議会の改正決定額893円は、時給方式になった2002年以降で最大となりました。物価高騰が暮らしを直撃する厳しい情勢において、真摯な議論が行われ、政府への要望として「中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につながる取り組みを継続的に実施するよう」5項目にわたって要望されたことに敬意を表します。

しかしながら、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の暮らし」が実現できる水準には遠くおよばず、労働者の生計費から見て不十分と言わざるを得ません。時間額39円の引き上げでは単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差は更に拡大する結果となりました。

何より、中央最低賃金審議会が示した目安額を上回ることなく、39円の引き上げ額に留まったことに慢心の怒りをもって抗議します。本年の地方最低賃金の審議に先立ち、中央最低賃金審議会は7月28日に目安額を答申しましたが、私たちが求めてきた地域間格差の是正に反するようにAランク41円、Bランク40円、Cランク39円と格差を拡大する答申としたことに対しても怒りを禁じ得ません。更に、答申にあたって中央最低賃金審議会公益委員見解の中で、地方での審議に期待するとの内容が明示され、24の地方最低賃金審議会の答申において目安額を大きく上回る答申が出されている中であって、岩手の答申は目安額通りとなったことは、到底納得出来ませんし、岩手県民の理解を得られる答申ではないと考えます。

こうしたことから、下記のとおり異議申出書を提出いたします。あわせて、公開の審議会場で意見陳述ができるようにお取りはかりをお願いいたします。

記

<異議申出の内容>

1. 2023年度の岩手県の最低賃金を1時間893円とすることに不服であり、より大幅に引き上げることを強く求めます。昨年から続く物価上昇が労働者の生活を圧迫していますが、物価上昇は今後も更に上昇することは明白であり、39円の引き上げ額では全く足りません。本県最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。

2. 人口減少や労働力の流出をくいとめるため、地域間格差の是正が必要であり、39円の引き上げ改定額では不十分です。今年度の各地方審議会の答申が出揃いましたが、24県の地方審議会が目安額を上回る答申を出しており、地域間格差の是正を図っているにも関わらず、岩手の審議会では1円の上乗せもなかったことは審議会委員各位に地域間格差の是正をすすめる意識が無かったのではないかと疑わざるを得ません。少なくとも東北の同じCランクである青森、秋田、山形の答申を上回る最低賃金額となるよう、岩手地方最低賃金審議会の再審議をしてください。
3. 昨年の審議会では、答申にあたって出された「専門部会公益委員見解」が公開され、傍聴人にも配布されましたが、本年の答申がされた8月8日の第4回の審議会において各委員に配布された「専門部会公益委員見解」が傍聴人には配布されませんでした。昨年公開され配布されたものが、本年は非公開となり、資料配布されないのか、納得のいく説明をしてください。鳥取地方最低賃金審議会では「鳥取県最低賃金専門部会公益委員見解」が公開され、資料配布されていますが、鳥取では公開し、岩手では公開できない理由について、その根拠を示して説明してください。

<理由>

1. 労働者の生活実態からみて引き上げ額は不十分です

8月8日に答申された最低賃金額893円では、「ワーキング・プア」を解消することはできません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額155,203円(893円×173.8時間)、年額で1,862,436円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

特に今年度は、電気代、灯油・ガソリンなどの燃料代、食品・日用雑貨、生活必需品などの物価が高騰しており、物価上昇分を確実に上乗せしなくては、現在の生計を維持することすらできないのが実情です。全ての地方最低賃金審議会の答申が出揃い、全国加重平均は1,004円になるとの報道ですが、そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

2. 地域間格差をさらに縮めることが必要です

中央最低賃金審議会の目安がA・B・Cでそれぞれ1円の格差をつけており、再び地域間格差を拡大する内容となりました。そもそも、A・B・Cとそれぞれのランクの引き上げ額に1円の格差をつけなくてはならないというエビデンスが存在するのでしょうか。大きな疑問を感じますし、納得できません。このことは今年の地方最低賃金審議会が目安額を大きく上回る答申をしていることを見れば、もはやランク

制度など何の意味も持たないと言わざるを得ません。「格差拡大を認めることはできない」というのが、考え方の基本となっていると理解できます。これは地方の労使ともに共通する認識であると考えます。労働人口の減少で人材確保のためには、都市部と地方の賃金格差の解消は重要です。

こうした各地域の共通認識が示されている中において、岩手地方最低賃金審議会は目安に1円もプラスすることなく、格差を拡大させることを容認しました。このままでは、東京は1,113円、岩手は893円と昨年の218円の格差から220円の格差に2円格差が広がる結果となります。東北最下位はおろか、全国でも単独最下位というまさに最低水準となります。働く地域が違うだけで、最低賃金が時間額220円もの格差があることは合理的とはとても言えないと考えます。抜本的な格差解消が求められます。なお、中央最低賃金審議会の目安通り決着した場合、全国加重平均は1,004円と伝えられていますが、1,000円を超えているのは8都府県しか上回っていません。大都市圏の金額を高くし、加重平均を引き上げても、一部の地方の労働者にしか適用されません。こうした問題点を審議会としても、労働局としても問題意識をもって、中央最低賃金審議会や政府に意見を発するべきと考えます。

3. 岩手地方最低賃金審議会の公開性を高めてください。

これまでも私たちは、最低賃金審議会の公開性を高めて欲しいと要望し、この間、本審については全面公開され、本年度の審議会では第1回専門部会が公開された審議会委員の判断には敬意を表します。一方で、この間傍聴人にも配布されてきた、「専門部会公益委員見解」が配布されませんでした。昨年との違いや変更した理由について、何の説明も無いというのは審議会専門部会において公平性を欠く審議となったのではないかと疑わざるを得ません。あらためて、「専門部会公益委員見解」の公開について求めるとともに、資料の公開についての基準について、納得できる説明を求めます。

4. おわりに

本年度の岩手地方最低賃金審議会の審議日程を含めた議論と事務局からの提案は、10月4日の発効を前提にした審議に陥り、この発効日に固執するあまり、他県の動向や社会の流れを見極めることなく、審議が進められたのではないかと感じざるを得ません。新聞各紙でも「岩手最下位」が報じられ、県民からも率直に「最下位になったのを報道で初めて知った」などの声が聞かれます。東北の岩手以外のCランクの青森・秋田・山形が軒並み4円以上の上乗せをしている中で岩手だけが上乗せすることなく、このまま結審してしまえば、何のための異議申し出なのか問われることになりかねません。世論と県民は岩手の審議会の判断を注視しています。このままでは「岩手で働きたい」「岩手で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

以上の点を指摘し、最低賃金の大幅な引き上げを再度ご検討いただくようお願い申し上げます。

以上

2023年8月18日

岩手労働局
局長 栗村 勝行 様

岩手県農業協同組合労働
中央執行委員長 櫻田

岩手県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

2023年8月8日付 岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に対して以下のとおり意義を申し出ます。

異議の内容

岩手県最低賃金額を893円とする答申は不十分であり、さらなる引き上げに向けて再審議くださるよう強く求めます。

理 由

この数年、最低賃金は一定の引き上げがされていますが、自立して生活できる水準には届いていません。時給900円でフルタイム（月173.8時間）働いても年収で187万円であり自立した生活はできません。

最近の物価上昇を踏まえた引上げ率、過去最高額とはいえ、物価は食品や日用品など生活に直結する品目で大きく上昇しています。そもそも物価上昇が始まる以前から、大幅な引き上げは議論されてきました。

四半期のGDPが大幅に伸びたとの報道がありましたが、個人消費は縮小しているそうです。昨年来、審議会の答申でも政府への要望がされており、円滑な価格転嫁や中小企業・小規模事業者への支援策は動き出しています。企業間格差の是正や支援策の拡充について、経済団体の皆さんのご奮闘に期待します。支払い能力を理由にして最低賃金を抑えれば、人はどんどん居なくなります。自立して生活できないのです。賃金をしっかり上げていくことが肝要です。

地域間格差の是正も喫緊の課題です。経済の弱い地方や過疎地でこそ、自立して生活できる賃金を保障することが必要です。その点で今年の方々の答申は、特にCランク県で軒並み中央の目安に4～7円の上積みがされています。それでもまだ900円には届きませんが、物価上昇や格差是正といった情勢を反映した当然の判断ではないでしょうか。

重ねて、最低賃金額の再審議を強く求めるとともに、公益委員の皆さんの積極的な役割発揮を期待します。

5.8.23

2023年8月23日

岩手労働局長
栗村 勝行 様

岩手県医療労働組合連合会
委員長 鈴木 寿子
盛岡市本町通2丁目1番
電話番号 019-623-

2023年度岩手地方最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月8日、岩手地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を39円引き上げ、893円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

コロナ禍が3年以上続くなか、いまなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の岩手地方最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は220円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

5.8.23

2023年8月18日

岩手労働局長 様

岩手県最低賃金の改正決定について

今般の岩手県最低賃金の改正決定に対して以下のとおり異議を申し出ます。

内 容

最低賃金額の893円は不十分であり、900円を超してくださるよう、あらためてご審議ください。

理 由

今年の最低賃金の引上げ答申は過去最高額となっていますが、自立して生計を立てるには程遠い水準と言わざるを得ません。

物価上昇を踏まえて5%近い引き上げではありますが、食料品など日々必要なものは10%ほどで推移しています。私自身は月の手取りが25万円ほどですが、節約を考えなければなりません。職場は4割が非正規雇用で、給料は6割程度です。近頃は人を確保できません。本当に生活できないのです。

中小・零細企業が経営的に厳しいのは、企業規模の力関係によるものであり、経済力の格差を是正し安定させるのは政治の役割だと思います。賃金を抑えていたら、労働者も企業も共倒れです。

社会全体の賃上げはともかく、自立して生活できる最低賃金への引き上げが緊急的に必要です。にもかかわらず、今回の答申がなぜ目安通りなのか理解できません。Cランク県では軒並み数円の上積みがされています。

審議委員のみなさんがどういう認識なのか、岩手だけが異世界に飛ばされた思いです。少なくともAランクとの差額を縮める意識があって然るべきではないでしょうか。

後出しとか何とか気にせず、ぜひ再審議をしていただくよう、切に切にお願いします。

盛岡市



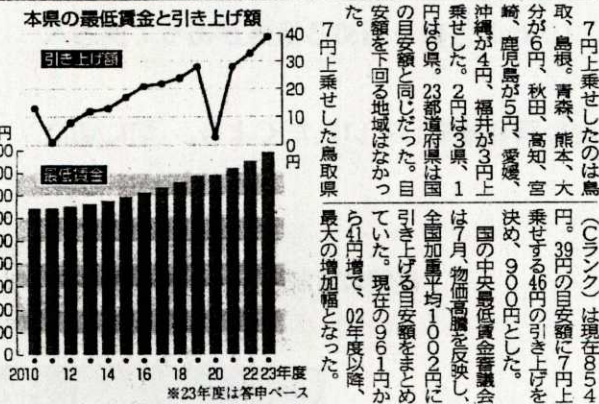
最低賃金千円超8都府県

44都道府県計 本県893円、広がる格差

2023.8.16

答申の日以外で最賃が
記事になるのは異例で
はないでしょう

都道府県名	ランク	現在の最低賃金	引き上げ額	引き上げ後の最低賃金	改定後
北海道	B	920	40	960	960
青森県	B	853	39	892	898
岩手県	B	854	39	893	893
宮城県	B	883	40	923	923
秋田県	B	853	39	892	897
山形県	B	854	39	893	897
福島県	B	854	39	893	897
茨城県	B	854	39	893	897
栃木県	B	854	39	893	897
群馬県	B	854	39	893	897
埼玉県	B	854	39	893	897
千葉県	B	854	39	893	897
東京都	B	854	39	893	897
神奈川県	B	854	39	893	897
新潟県	B	854	39	893	897
富山県	B	854	39	893	897
石川県	B	854	39	893	897
福井県	B	854	39	893	897
山梨県	B	854	39	893	897
長野県	B	854	39	893	897
岐阜県	B	854	39	893	897
静岡県	B	854	39	893	897
愛知県	B	854	39	893	897
三重県	B	854	39	893	897
滋賀県	B	854	39	893	897
京都府	B	854	39	893	897
大阪府	B	854	39	893	897
兵庫県	B	854	39	893	897
奈良県	B	854	39	893	897
和歌山県	B	854	39	893	897
徳島県	B	854	39	893	897
香川県	B	854	39	893	897
高松市	B	854	39	893	897
愛媛県	B	854	39	893	897
高知県	B	854	39	893	897
福岡県	B	854	39	893	897
佐賀県	B	854	39	893	897
大分県	B	854	39	893	897
熊本県	B	854	39	893	897
鹿児島県	B	854	39	893	897
沖縄県	B	854	39	893	897



2023年度の最低賃金 額する目安額をまとめた 40円、Cランクは30円とし、
を決める各都道府県の地方 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
審議会、今の時給が千円 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
超の東京、神奈川、大阪に 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
加え、千葉、京都など5府 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
県が千円を超す改定額とな 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
ったことが共同通信の集計 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
で明らかになった。山形、佐 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
賀、長崎を除く44都道府県 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
が既に決定。国の審議会は 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
都道府県ごとに39〜41円増 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
した。目安額は経路状況に応じ 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
て都道府県をA〜Cの三つ 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
に分けた上で、上げ幅をA 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
ランクは41円、Bランクは 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
39円、Cランクは30円とし 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
た。改定額は、決定してい 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
ない山形、佐賀、長崎を除 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
く44都道府県の中で最低 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
賃額は、中央審議会が示し 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
た目安(ランク)通りの 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
引き上げとなり、増加額と 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
しても現時点全国で最も 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
低い。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
最低賃金は今の労働者 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
に適用される賃金の下限 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
額。目安額を定めて、地方 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
7円上乗せした鳥取県 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
取、鳥根、青森、熊本、大 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
分が6円、秋田、高知、宮 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
崎、鹿児島が5円、愛媛、 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
沖縄が4円、福井が3円上 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
乗せした。2円は3県、1 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
円は6県、23都道府県は国 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
の目安額と同じだった。目 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
安額を下回る地域はなかつ 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
た。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
7円上乗せした鳥取県 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
最大の増加幅となった。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
(Cランク)は現在854 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
円。39円の目安額に7円上 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
乗せする46円の引き上げを 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
決め、900円とした。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
国の中央最低賃金審議会 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
は7月、物価高騰を反映し、 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
全国加算平均1000円に 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
引き上げる目安額をまとめ 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
ていた。現在の961円から 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
41円増で、02年度以降、 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。
最大の増加幅となった。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。 額を半額近く引き上げた。

2023 年 8 月 23 日

岩手労働局長 栗村 勝行 様

岩手地方最低賃金審議会 会長 丸山 仁 様

岩手県労働組合連合会
議 長 中野 るみ子

青森県労働組合総連合
議 長 奥村 榮

宮城県労働組合総連合
議 長 高橋 正行

秋田県労働組合総連合
議 長 越後屋 建一

山形県労働組合総連合
議 長 荻原 圭子

福島県労働組合総連合
議 長 野木 茂雄

北海道労働組合総連合
議 長 三上 友衛

2023 年度岩手地方最低賃金改定についての要請

岩手地方最低賃金審議会は 8 月 8 日、今年度の岩手県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額 854 円を 39 円引き上げて 893 円とする答申を行いました。

コロナ禍に加え、異常な物価高騰が県民の暮らしを直撃し、追い打ちがかけられている厳しい情勢を踏まえ、真摯に検討を重ねられた審議会委員及び労働局をはじめとする関係各位のご尽力に敬意を表するものです。

しかしながら、時間額 39 円の引き上げでは単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も解消されません。それどころか、最低賃金の目安ランク C の地域では、軒並み 4 円～8 円を目安にプラスし、賃金水準の引き上げと首都圏等との格差を解消する改定としており、このままだとランク内でも格差が拡大し、全国最低金額となってしまいます。

岩手県労働組合連合会（いわて労連）が本日最賃決定に関する異議申出を行うとしております。つきましては、この機会をとらえ、改めて今年度の改定につきまして、下記事項を勘案して再検討いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

（１）労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額155,203円（893円×173.8時間）年額で1,862,441円です。月150時間では月額133,950円、年額1,607,400円にとどまります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの（労働基準法1条）」とはいいいがたいと思います。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

特に、異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなっています。最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条（生存権）がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

（２）賃金格差をさらに縮めることが求められます

中央最低賃金審議会の目安がA・B・Cで各1円の格差をつけており、地域間格差を容認する内容となりました。そもそも、地域間格差を1円ずつ必要とするエビデンスが存在するのでしょうか。大きな疑問を感じますし、納得できません。

今年の地方の審議では、24の地方が目安にプラスした答申を行い、Cランクでは岩手を除くすべての地方で上乘せしました。その金額も佐賀県が8円、鳥取・山形が7円、青森・大分・熊本・長崎が6円と各地で大幅な上積みをしています。「最低位からの脱却」「格差拡大を認めることはできない、縮小させる」という考え方が表明されています。岩手が893円のままで確定すれば、東京との格差は2円拡大することになります。働く地域が違うだけで、最低賃金において時間額220円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。抜本的な格差解消が求められると思います。

（３）生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。いわて労連をはじ

め東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。時間額に換算すると1,500円～1,600円が必要となります。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

（４）公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。ぜひとも、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めています。

（５）おわりに

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。加えて、諸物価高騰によって、労働者の生活は苦しさを増しています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、コロナ感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、女性労働者が多いのが特徴です。この方々の多くは、最低賃金かその近傍で働いています。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるのでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは

社会的な重要課題です。「東京など都市部は高く、地方は低い」といった不合理な賃金格差があることは、「岩手で働きたい」「岩手で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

2023年8月23日

岩手地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、

地域間格差の解消を求める請願署名

8 7 3 筆

7月31日までに4,044筆を提出済み

合計 4,917筆

岩手県労働組合連合会（いわて労連）

〒020-0015 岩手県盛岡市本町通2丁目1番36号浅沼ビル5F

Tel 019-625-9191 Fax 019-654-5092

5.8.23

令和5年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）

R5.8.24

令和3年度	令和4年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画				令和5年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月21日(金)	5月25日(水)	15:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等	R5.5.19(金)	14:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等
—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月11日(火)	6月3日(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	R5.6.7(水)	10:00	第1回本審	審議会の運営等
	6月20日(月)	1 日	実地視察	内陸南部、飲食業	R5.6.16(金)	1 日	実地視察	岩泉町、製造業
6月22日(火)	6月28日(火)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	6月下旬		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月2日(金)	7月1日(金)	13:00	第2回本審	県最賃諮問	R5.7.4(火)	13:30	第2回本審	県最賃諮問
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月16日(金)	8月2日(火)		中央最賃審	目安答申	7月28日(金)		中央最賃審	目安答申
7月28日(水)	8月5日(金)	15:30	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	R5.8.1(火)	13:30	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
7月29日(木)	8月8日(月)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	R5.8.2(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方
8月2日(月)	8月19日(金)	10:00	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R5.8.3(木)	13:30	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月4日(水)	8月22日(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R5.8.4(金)	16:00	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月5日(木)			④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審	R5.8.7(月)	13:30	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審
8月6日(金)	8月23日(火)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	R5.8.8(火)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
8月18日(水)	9月7日(水)	10:00	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R5.8.21(月)	10:00	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議
8月23日(月)			第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議				
8月24日(火)	9月8日(木)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	R5.8.24(木)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
9月24日(金)	10月7日(金)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	R5.9.28(木)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月20日(水)	10月21日(金)	13:00	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月27日(水)	10月31日(月)	12:30	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審
10月8日(金)	10月13日(木)	10:00	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月22日(金)	10月25日(火)	9:00	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審
10月6日(水)	10月18日(火)	15:00	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月22日(金)	10月31日(月)	8:00	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審
10月7日(木)	10月18日(火)	12:00	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月19日(火)	10月27日(木)	9:00	③自動車	金額審議 結 審			③自動車	金額審議 結 審
10月28日(木)	11月1日(火)	15:00	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	R5.10.31(火)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
11月15日(月)	11月18日(金)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	R511.16(木)	13:30	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申
	12月14日(水)	10:00	第1回運営小委員会	特別小委員会(特賃必要性審議) での 関係労使の参考人意見聴取につ				
1月13日(木)	1月24日(火)	15:30	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程			第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
3月22日(火)	3月17日(金)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)			第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)